

令和3年度 佐渡市立前浜小中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止の基本方針

(1) 基本理念

すべての児童生徒は一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、心身ともに健やかに学校生活を送ることが保障されていなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものととらえ、学校を含め社会全体における最重要課題と考えられる。よって、当校では、いじめ及びいじめ類似行為(以下「いじめ等」という。)の未然防止、いじめ等の早期発見、いじめ等に対する迅速かつ適切な対応並びにいじめ等の再発防止等のための対策を講じる。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法」第2条による

(3) 学校及び職員の責務

いじめ等の問題においては、教職員一人一人が、「いじめ等は絶対に許されない」という強い姿勢と、「いじめ等はどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という危機意識をもつことが必要である。

いじめ等を見逃さず、すべての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、教職員一人一人がそれぞれの役割と責任を自覚し、保護者や関係諸機関との連携を図りながら、全校体制でいじめ等の未然防止と早期発見・即時対応に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止基本方針の策定にあたって

当校児童生徒全員が尊厳を保持し、健全で全人格的な成長を遂げるために、全教職員が一丸となっていじめの防止やいじめ類似行為の早期発見及び予防的な教育を総合的かつ効果的に推進することを目的として、以下の内容を踏まえて策定する。

(1) 学校基本方針の内容

- ① いじめ等の防止のための取組、早期発見・即時対応の在り方、教育相談体制、生活指導及び生徒指導の体制、校内研修など、いじめ等の防止等全体に係る内容を定める。
- ② いじめ等の防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ③ 校内研修等、教職員の資質能力の向上を図る取組や、いじめ等の防止に関する取組方法等を定める。
- ④ いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して的確に機能しているかを、いじめ等対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すという、PDCAサイクルを盛り込む。

(2) 学校基本方針の策定上の留意事項

- ① 策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等の参画を得て、家庭や地域と連携した学校基本方針となるよう努める。
- ② 学校全体でいじめ等の防止等に取り組む観点から、策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめ等の防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- ③ 策定した学校基本方針は、児童生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなど、工夫を行い周知を図る。

3 いじめ等の未然防止対策

児童生徒が一人の人格として尊重され、夢と希望をもって健やかに成長することが、学校・家庭・地域の願いである。いじめは児童生徒の尊厳を脅かす重大な人権侵害であり、そうした願いを踏みにじるものである。したがって、いじめ等を未然に防止し、児童生徒が安心して生活し、学習その他の活動に取り組めるよう協力することが、学校・家庭・地域・関係機関の責務である。それを果たすために以下のことを対策として行う。

(1) 学校におけるいじめ等の未然防止のための基本的な実施事項

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、すべての児童生徒を対象としたいじめ等の未然防止の対策が重要である。

すべての児童生徒が命や人権を尊重し、互いのよさを認め合い、よりよい人間関係を構築できるよう、いじめ等を見逃さない学校風土をつくるため、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進める必要がある。いじめ等を未然に防ぎ、すべての児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりを推進するため、以下のような取組を進める。

- ① わかる授業の取組と、学び合い学習を推進する。
 - ・少人数の特性を生かし、互いに認め合い学び合う学習集団を育成する。
 - ・校内研修で公開授業を行い、分かる授業のための授業改善を図る。
 - ・教科等の学習の中で、自己存在感・自己有用感・健全な自尊感情を育む。
- ② 児童生徒の豊かな情操と道徳性を育むため、すべての教育活動において道徳教育の充実を図る。
 - ・学校行事及び諸活動における道徳的意義を明確にする。
 - ・いじめ等を防止に向けた、望ましい学級集団作りに努める。
 - ・全校で命の尊さ・人権に係る道徳の授業を行う。
 - ・児童生徒の地域行事への積極的な参加を促す。
- ③ いじめ等の防止の重要性に関する理解を深め、人権教育の充実を図るための啓発活動や資料提供に取り組む。
 - ・6年間をとおして発達段階に応じて、以下のことを指導する。
 - 第1学年及び第2学年・・・自分の好き嫌いとらわれないで接すること。
 - 第3学年及び第4学年・・・誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。
 - 第5学年及び第6学年・・・誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。
 - ・人権週間を設定し、第1学年から第3学年まで系統的に人権学習を実施する。
 - 第1学年・・・障がい者に対する理解を深め、差別意識をなくさせる。
 - 第2学年・・・男女共同参画社会について考えを深めさせる。
 - 第3学年・・・他国に対する偏見をなくし、国際理解に努めさせる。
 - 全学年・・・発達段階に応じて、被差別部落の問題について理解を深めさせる。
- ④ 児童生徒相互の良好な人間関係を築き社会性を育むため、積極的な交流活動を実践する。
 - ・小中連携校の特性を生かして異学年交流や小中合同の活動を推進する。
 - ・他校との交流活動を計画的に実施する。
 - ・地域の老人ホームを訪問し、お年寄りと交流する。
 - ・保護者や地域住民と交流する活動を意図的・計画的に実施する。
- ⑤ いじめ等の防止に関する児童生徒の自主的活動を支援する。
 - ・児童生徒会や委員会を中心とした、いじめ等の防止の自主的活動を実施する。
 - ・いじめ防止に対する誓いを児童朝会や生徒総会で宣言する。
 - ・登校時のあいさつ運動を実施する。
- ⑥ いじめに特化した職員の研修会を実施する。
 - ・いじめ等に関する知識・理解を深め、指導力・実践力を高める。
 - ・教職員が児童生徒を傷つけない言語・行動を身に付ける。
- ⑦ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図る。
 - ・各学期に地域代表者と話し合いの機会をもつ。
 - ・保護者との個別面談を定期的の実施し、情報を収集・共有する。
 - ・学校いじめ防止基本方針をホームページで公開する。

- ⑧ アンケートの実施と分析や教育相談を定期的実施し、さらにスクールカウンセラーとの情報交換を行い、児童生徒の状況把握に努める。
- ⑨ インターネットを介するいじめ等の未然防止等を図る。
- ・児童生徒・保護者・職員を対象としたネット利用に関する学習会（ネットトラブル防止教室等）の開催や資料提供等を実施する。
 - ・保護者へフィルタリング対策の協力要請を行うとともに、関係諸機関と綿密に情報交換を行ったり、ネット上の問題に対する具体的対処法を明確にしたりするなど連携を強化する。
 - ・児童生徒の情報モラル教育の充実に努める。

(2) いじめ等の早期発見のための実施事項と具体的取組

いじめ等の早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく観察力を高めることが必要である。

日頃から児童生徒の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、軽視せず積極的に認知できるよう努める必要がある。

さらに、児童生徒が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童生徒に声をかけをするなど、児童生徒との信頼関係を築くとともに、いじめ等を訴えやすい体制や環境を整え、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努めることが大切である。

については、以下のような取組を進める。

- ① いじめ等に関する情報収集と情報共有を確実に行う。
- ・いじめ対策教員が「いじめの疑い」の情報を集約できる校内体制をつくる。
 - ・アンケート調査や教育相談による聞き取り調査を実施する。
 - ・朝の打ち合わせや職員会議等で定期的に情報交換を実施する。
 - ・支援を必要とする児童生徒やきめ細かな対応が必要な児童生徒についての情報を共有し、組織で対応する。
 - ・スクールカウンセラー等を活用する。
- ② 校内巡回を実施し、児童生徒の実態を把握する。
- ・昼食指導、休み時間、掃除の時間に校内巡回を実施する。
 - ・あいさつ運動等を通して、登校時等の児童生徒の様子を把握する。
- ③ 保護者、地域や関係機関との連携を緊密にする。
- ・PTA総会や保護者会、民生委員懇談会等を実施し、保護者・地域の方からの意見や情報把握に努める。

(3) いじめ対策委員会の設置と運営

① 役割

ア いじめ等の防止等の取組の年間計画を作成する。

イ いじめ等の防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る。

ウ いじめ等の防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。

エ 児童生徒や保護者、地域に対し、いじめ等の防止等の取組についての情報発信やいじめ等に関する意識啓発のための取組を行う。

オ いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。

カ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめ等の情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童生徒等への事実関係の聴取、児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。

キ いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。

ク P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめ等の防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

② 構成員

校長，教頭，生活指導主任，生徒指導主事，学級担任，養護教諭等で構成する。重大事態への対応等，必要に応じて，特別支援教育コーディネーター，SC，SSW，さらに，個別の事案に応じて主任児童委員，警察，医師など外部の専門家の参加を依頼する。

③ 教職員の留意事項

いじめ対策委員会が情報の収集と記録，情報共有を行うことができるよう，各教職員はささいないじめ等の兆候や懸念，児童生徒や保護者からの訴えを抱え込まずに全ていじめ対策委員会に報告する。

4 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

いじめがあった場合はもちろんのこと，いじめの疑いがある段階で，いじめ対策委員会を開催し，情報の共有を図るとともに，指導方針等について検討し，直ちに対処しなければならない。

このため，平素からすべての教職員の間で，いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに，迅速かつ的確に対処できるよう，関係機関との連携に努め，情報共有する体制を構築しておくことが大切である。

上記のことに関して，以下のような取組を進める。

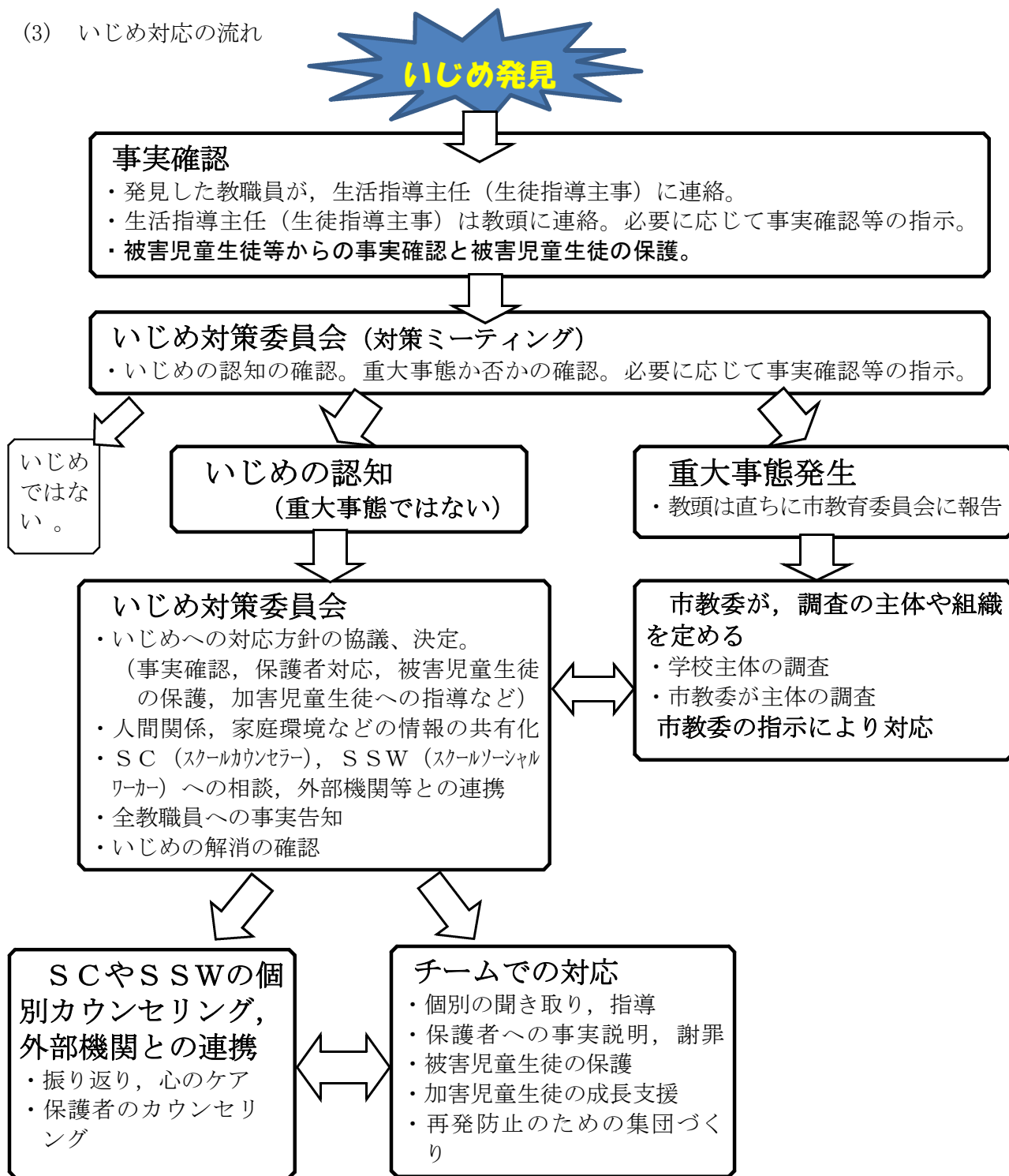
- ① いじめに係る相談を受けた場合は，すみやかに生活指導主任（生徒指導主事）をとおしていじめ対策委員会に連絡する。また，事実の有無を確認する。
- ② いじめ対策委員会によって，いじめと認知された場合は，いじめ対策委員会を中心に全校体制で，いじめをやめさせ，その再発を防止する。
- ③ 家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い，緊密な連携を図る。
- ④ いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには，必要に応じて，心理，福祉，医療，司法，警察等の関係機関と適切な連携を図る。
- ⑤ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるために，必要と認められる場合は保護者との連携を図りながら，一定期間別室等において学習できる環境を整える。
- ⑥ いじめの関係者間における争いを生じさせないように，いじめにかかわる情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，佐渡市教育委員会及び佐渡東警察署等と連携して対処する。
- ⑧ 3か月間，いじめの事実がないか経過観察を行う。

(2) 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間にわたって学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を，佐渡市教育委員会に速やかに報告する。児童生徒や保護者からいじめられているという重大事態に至ったという申し立てがあったときは，その時点が学校が「いじめの結果ではない」または「重大事態とはいえない」と判断したとしても，重大事態が発生したものとして報告する。
- ② 市教委と協議の上，当該事態に対処する特別組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記の調査結果については，いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) いじめ対応の流れ



5 評価と改善

いじめを隠蔽することなく、いじめの実態把握及びいじめに対する適切な措置を講ずるために、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめ防止に関する取組について
- (2) いじめの早期発見・即時対応に関する取組について

平成26年 3月10日策定
 平成26年11月19日改訂
 平成28年 4月11日改訂
 平成31年 4月 2日改訂
 令和2年 4月 1日改訂
 令和3年 4月 1日改訂